

第 135 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 1 月 9 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 135 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 28 年 11 月 9 日 (水) 午後 2 時 04 分
2. 閉会年月日 平成 28 年 11 月 9 日 (水) 午後 2 時 26 分
3. 開催場所 中央公民館 町民室
4. 出席委員 (15 人)

会長	1 番	赤石敏文			
会長職務代理	10 番	中村文男			
委員	2 番	石橋 薫	3 番	堀内重男	
	4 番	砂庭周平	5 番	工藤信仁	
	6 番	佐々木一雄	7 番	三浦恵美子	
	8 番	松村範明	9 番	滝田信彦	
	11 番	河守田雄一	12 番	野田清八	
	13 番	山田憲幸	14 番	川守田雄一	
	15 番	梅内勝治			

5. 欠席委員 (1 人)

6. 会議書記

事務局長	佐々木	大
主幹	黒坂	正子
班長	佐藤	慶

7. 会議日程

日程第 1	議席の指定
日程第 2	会期の決定
日程第 3	会議録署名委員の指名
日程第 4	議案第 1 号 南部町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

事務局長	<p>ただいまから、第 135 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
赤石会長	<p>本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>本日の出席委員は 16 名中 15 名で、委員定足数に達しておりますので、第 135 回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 04 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。</p> <p>4 番 砂 庭 周 平 委員</p> <p>5 番 工 藤 信 仁 委員 を指名いたします。</p> <p>次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第 3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第 4 議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p> <p>議案第 25 号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 1 件で、所有権の移転に関するものであります。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>奥瀬 調査員</p>

	<p>16番 奥瀬から説明いたします。</p> <p>去る11月1日、石橋 調査員と中央公民館において、議案第25号及び議案第26号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>まず農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第25号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
佐藤班長	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件でございます。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>奥瀬 調査員。</p> <p>議案第26号について、農地法第5条第1項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、借受人である石油製品販売業者が太陽光設備を設置するため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第 26 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、南部町役場から南西に約 10 キロメートルの距離にあり、南部分庁舎から約 200 メートルに位置します。申請地の北側及び東西は宅地、南側は鉄道となっています。申請人は、太陽光発電による売電事業のため、日射量や送電網の条件が整った申請地に太陽光パネルを設置するものです。</p> <p>農地区分については、第 3 種農地と判断されるため転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第 26 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 26 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 6 議案第 27 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>議案第 27 号について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、7 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 3 番の利用目的は田、期間は 3 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 4 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,134 円です。</p> <p>番号 5 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p>

議 長	<p>番号6番の利用目的は田、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額7,165円です。 番号7番の利用目的は畑、期間は10年、10a当たりの賃借料は年額8,993円です。 以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第27号について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6 議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7 議案第28号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">佐藤班長</p> <p>議案第28号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は2件です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は田、存続期間は平成28年11月10日から平成38年11月9日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額7,165円です。</p> <p>番号2番の利用目的は畑、存続期間は平成28年11月10日から平成38年11月9日までの10年間、10a当たりの賃借料は、年額8,993円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第28号について、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7 議案第28号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
-----	---

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
第 135 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。
ごくろうさまでした。

(午後 2 時 26 分)

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 28 年 11 月 9 日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員